

令和3年度 農作業標準労働賃金協定表

令和3年4月～令和4年3月
大山町農業委員会

作業名		協定額 (税込)	摘 要	
田 植 え	機械植え (10a当たり)	6,600 円	・側条施肥付500円加算 ・その他薬剤散布等は適宜加算	賄 い な し
	一般労務 (1時間当たり)	850 円	・時間帯により適宜加算 ・葉たばこ、ネギ調理含む	
耕 耘 機 ・ ト ラ ク タ ー	荒 起	6,600 円	・10a当たりの料金 ・農地の状況により適宜加算	
	こ な し	3,900 円		
	代 か き	5,300 円		
	こなし・代かき同時	7,600 円		
	フ レ ー ル モ ア	6,100 円		
堆肥散布 (1t当たり)		1,500 円	・堆肥料金は別途	
あぜ草刈 (1時間当たり)		1,800 円	・刈払機 (機械代、燃料代含む)	
あぜ塗り (1m当たり)		70 円	・農地の状況により適宜加算	
薬剤散布 (10a当たり)		1,000 円	・ナイアガラ散布 (機械代、燃料代含む)	
追 肥 (10a当たり)		1,500 円	・機械代、燃料代含む	
稲 刈	バインダー (10a当たり)	8,100 円	・すみ刈りは委託者で行う	
	コンバイン (10a当たり)	17,300 円	・カッター使用の場合は500円加算 ・結束機使用の場合は2,000円加算 ・すみ刈りは委託者で行う ・倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算 2割以上～5割未満の倒伏・・・1割増 5割以上の倒伏・・・・・・・・・・3割増 ・湿田の場合は協議のうえ加算	
稲 脱 穀	ハーベスター (10a当たり)	7,600 円		

※梨については、西部果樹協会 (☎0859-37-5814) までお問い合わせください。

※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、上記を参考に話し合いにより決定してください。

☎ 農業委員会事務局 ☎0858-58-6115